

院内感染対策のための指針

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

心臓病センター榊原病院の理念は、病客さま一人ひとりの権利を尊重し、心のこもった安全で、質の高い医療を提供することです。当院においては、病客さまとその家族、職員をはじめ病院に出入りするすべての人々から、感染症の発生を未然に防止することと、ひとたび発生した感染症が拡大しないように可及的速やかに制圧、終息を図ることを目的とし、本指針により院内感染対策を行います。

2. 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

1) 感染対策委員会（ICC）

感染対策に関する意思決定の機関です。院長を始め診療部、看護部、薬剤部、臨床技師部、事務部など各専門職代表を構成員として、毎月1回定期的に開催します。また、緊急時には必要に応じて適宜開催します。

2) 感染制御チーム（ICT）

感染対策の実働組織です。医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師のチームで、組織横断的な活動を行います。1週間に1回程度定期的に院内をラウンドし、適切な感染対策の推進を行います。

3) 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）

感染制御チームと共に実働する組織です。医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師のチームで、組織横断的な活動を行います。1週間に1回程度の定期的な院内ラウンドと感染症発生時に、必要に応じて感染症診療の支援を行います。

4) 看護部感染対策委員会（リンクナース会）

感染対策の実践を行う看護師による組織です。毎月1回定期的に開催され、各部署の感染防止活動が円滑に実施されるように活動します。

3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

職員の院内感染対策に関する知識、技術の向上を図るため、感染対策に関する研修を全職種対象に年2回行うほか、入職時にも行います。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

職員は各部署で発生した感染事例や、薬剤耐性菌、感染症法1類から5類など保健所へ届出が必要な疾患については、速やかにICTへ報告します。感染制御チームは感染対策を検討後、リアルタイムに現場にフィードバックします。また、感染情報レポートを作成して職員に周知します。病院は感染症法、医療法に基づき適切に保健所へ報告します。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生状況の報告をうけた ICT は、状況把握を行い、必要時は現場での感染対策や疫学調査を実施します。感染の終息に努め、経過報告を感染対策委員会で行います。院内で対応が困難な事例が発生した場合は、地域の連携施設や専門家に依頼し対策を講じます。

6. 病客さま等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は院内共有ネットワークで、職員は自由に閲覧できます。また、病客さまや一般の方々も榊原病院ホームページで閲覧することができます。

7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染対策マニュアルは必要に応じて随時改訂や追加を行い、職員には周知徹底を図ります。